

三条市と三條信用組合との包括連携に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三條信用組合（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、多様な分野で相互に協力し、双方の資源を有効に活用した取組を推進することにより、地域社会の持続的な発展など、地域の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 地域経済の活性化に関すること。
- (2) 市民の安心・安全に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な連携内容については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た非公表情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令若しくは条例の規定により開示を行う場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定が終了した場合も引き続き効力を有するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、同一の内容で当該有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用上疑義が生じた事項については、甲及び

乙は誠意をもって協議の上解決する。

本協定締結の証として本書を2通作成し、記名押印の上各1通を保管する。

令和3年10月7日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

三条市

代表者 三条市長 滝 沢 亮

乙 新潟県三条市興野三丁目11番12号

三條信用組合

理事長 佐 藤 一 正